

普通預金規定（無利息型）

第1条（取扱店の範囲）

普通預金（無利息型）（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

第2条（受入証券類の決済、不渡り）

- （1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- （3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第3条（預金の払戻し）

- （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- （2）前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- （3）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- （4）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第4条（利息）

この預金には利息をつけません。

第5条（未利用口座管理手数料）

当金庫所定の条件により未利用口座となった預金口座について、別途定める「未利用口座管理手数料規定」が適用されるものとします。

第6条（規定の準用）

この預金には、本規定のほか、「普通預金・普通預金（無利息型）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」および「普通預金・普通預金（無利息型）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上